

令和6年度 大磯町補助金等評価委員会



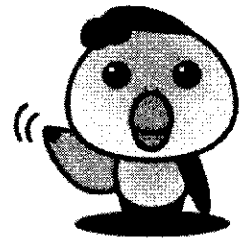
©KANAGAWA2013

日時：令和6年5月11日（土）9時15分
場所：大磯町保健センター2階研修室

目 次

◇傍聴される皆様へお願い・・・・・・・・・・・・・・・・	1
◇タイムスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	2
◇令和5年度町民活動推進補助金事業結果報告会の流れ、令和6年度 町民活動推進補助金事業採択に係る審査会の流れ・・・・・・・・	3
◇令和5年度町民活動推進補助金事業結果報告会資料・・・・・・・・	4
1. 「ふるさと回帰支援センター大磯」大磯移住・定住支援事業・	5
2. 谷戸川自然再生プロジェクト事業・・・・・・・・	8
◇令和6年度町民活動推進補助金事業採択審査会資料・・・・・・・・	10
1. 地域にひらいた、日中のこどもの居場所づくり事業・・・・・・・・	11
2. 地域と人、人と人をつなぐ、大磯写真芸術プロジェクト事業・	16
◇令和6年度町民活動推進補助金事業募集案内・・・・・・・・	21

～傍聴される皆様へお願い～



- 1 事業評価の時間は、議事の進行により多少前後する恐れがあります。
- 2 会場内の座席は自由となっていますが、席を移動される場合には、他の傍聴者の皆様や評価委員の妨げにならないようできるだけ休憩時間をお願いします。
- 3 事業評価中は、お静かに傍聴ください。
- 4 会場内での携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切りください。
- 5 事業評価中の傍聴者からの御質問は、受け付けませんので御了承ください。
- 6 事業評価中は、作業内容に公然と批評を加えたり、拍手その他の方法により賛成、反対などの意向を表明したりしないでください。
- 7 会場内に傍聴者の意思を表明するもの（例：のぼり旗、プラカード、横断幕など）を持ち込まないでください。
- 8 評価委員会の許可なく録画、録音、撮影等はしないでください。
- 9 報道関係者が報道目的で、撮影や録音を行い、又は取材を行う場合があります。
- 10 評価委員会の運営方法に支障となるような行為はしないでください。
- 11 その他、係員の指示する事項を守ってください。

※ これらの事項を守っていただけない場合や、評価委員・事務局の指示に従っていただけない場合には、退席していただくことがあります。

～ タイムスケジュール ～

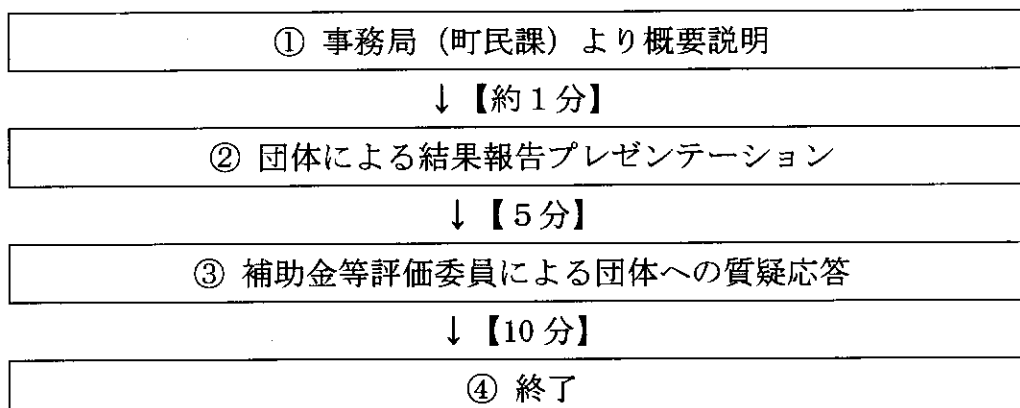
【令和5年度事業報告及び令和6年度町民活動推進補助金事業採択審査】

(R5報告：2団体 R6審査：2団体)

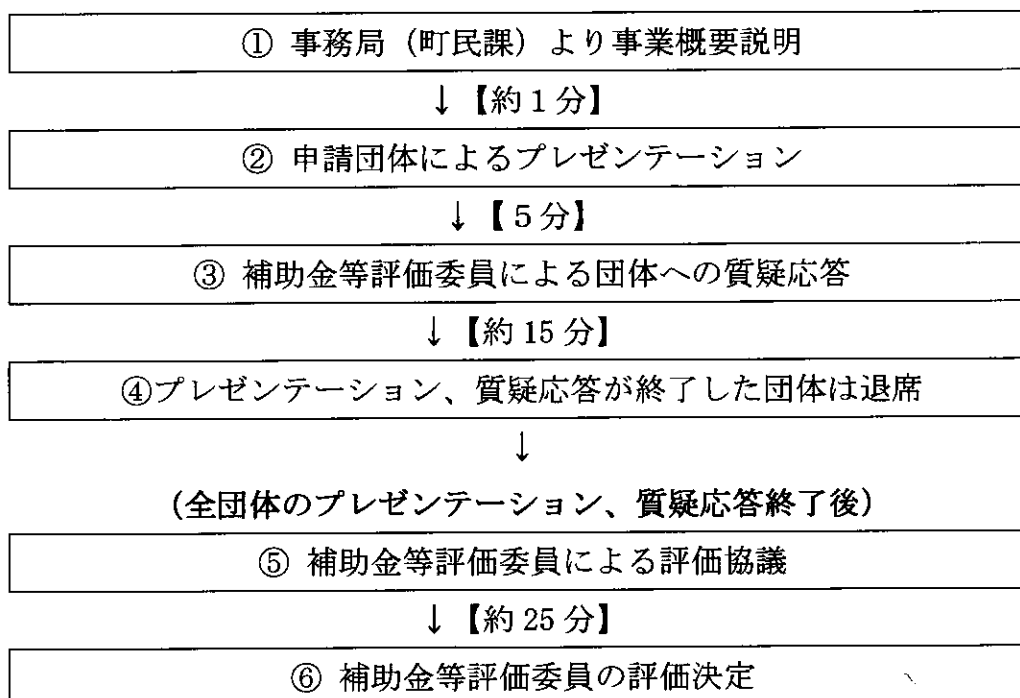
時間	報告／審査	事業名	団体名
9:30～9:45	R5報告	「ふるさと回帰支援センター大磯」大磯移住・定住支援事業	一般社団法人 海鈴大磯
9:50～10:05	R5報告	谷戸川自然再生プロジェクト事業	谷戸川溪谷をきれいにする会
※休憩・審査会準備			
10:15～10:35	R6審査	地域にひらいた、日中のこどもの居場所づくり事業	ほとり
10:40～11:00	R6審査	地域と人、人と人をつなぐ、大磯写真芸術プロジェクト	Lopo (Life of Photography Oiso)
※公開審査終了、発表者・傍聴者退席			

※進捗状況により時間が前後することがございますので、御了承ください。

■令和5年度 町民活動推進補助金事業結果報告会の流れ



■令和6年度 町民活動推進補助金事業採択に係る審査会の流れ



令和5年度

町民活動推進補助金事業結果報告会

資料

第9号様式（第13条関係）

大磯町町民活動補助金実績報告書

令和6年4月26日

大磯町長 池田 東一郎 様

団体等の名称 一般社団法人 海鈴大磯

代表者名 代表理事 富山 昇

令和5年6月12日付 磯町第138号をもって補助金交付決定のあった「ふるさと回帰支援センター・大磯」大磯移住・定住支援事業について、次のとおり事業を実施したので、大磯町町民活動補助金交付要綱第13条の規定により報告します。

1. 事業効果 神奈川県・大磯町・認定NPO法人ふるさと回帰支援センターとの連携により、大磯町に移住希望される方への具体的な対応と、お試し移住施設の活用により具体的なお試し移住体験体験会が実施出来大磯町への移住支援活動が実施出来た。
2. 事業実施期間 2023年4月1日 ～2024年3月31日
3. 事業実施内容（具体的に） ・神奈川県主催の「大磯移住セミナー」に大磯町と一緒に参加。 ・9月17日認定NPO法人ふるさと回帰支援センター主催の、「第21回ふるさと回帰フェア」の大磯町ブースに参加相談協力 ・春・冬2回の大磯すてき発見体験ツアーを開催 ・毎月開催の「大磯市」イベントの本部ブースに、移住相談」コーナーの設置。 ・移住希望者へのニーズに対応し、具体的に現地案内 ・お試し移住施設を活用して、宿泊体験移住企画を、「大磯市」と連動し、11月12月2回開催。 ・1月21日「ふるさと回帰支援センター 設立3周年記念セミナー」の開催 ・次年度以降のお試し移住宿泊拡充に向けて、古民家を活用した施設の充実
4. 特記事項 お試し移住宿泊施設が出来たことで、次年度以降の大磯移住支援活動の基盤が出来た。

収 支 決 算 書

令和6年3月31日

大磯町長 池田 東一郎 様

団体等の名称 一般社団法人 海鈴大磯

事業名称 「ふるさと回帰支援センター・
大磯」大磯移住・定住支援事業大磯町町民活動補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり当該事業にかかる
年度収支決算書を提出します。

収入又は収支を提出しよう。

項 目	科 目		金 額	内 容・算出根拠等
収入の部	1. 会費		10,000 円	理事3名 監事2名 計5名分(2千円/1名)
	2. 事業収入		24,000 円	春の大磯すてき発見体験企画 冬の大磯すてき発見体験企画
	3. 寄附金		0 円	
	4. 町補助金		250,000 円	
	5. その他		278,219 円 円 円	自己資金
	収 入 合 計		562,219 円	
支出の部	1. 謝金		59,500 円	春の大磯すてき発見体験企画 スタッフ謝礼 ふるさと回帰支援センター・大磯 設立3周年記念セミナー 講師謝礼 冬の大磯すてき発見体験企画 大磯ガイド協会謝礼
	2. 旅費		25,740 円	認定 NPO ふるさと回帰支援センター 打合せ 大磯～有楽町
	3. 交際費		0 円	補助対象外
	4. 需用費	消耗品費	10,983 円	資料印刷用インクリボン代 資料印刷用コピー用紙代
		食糧費	0 円	補助対象外
		印刷製本費	64,570 円	(一社)海鈴大磯 チラシ印刷 春の大磯すてき発見体験企画 冬の大磯すてき発見体験企画 チラシ・ポスター 印刷

		修繕料	187,230 円	お試し移住宿泊施設外壁修理費 お試し移住宿泊施設室内修理費 お試し移住宿泊施設カーペット補修 お試し移住宿泊施設案内用ソーラーライト取り付け
	5. 役務費	通信運搬費	18,040 円	ふるさと回帰支援センター・大磯 HP 通信料
		使用料	34,000 円	春の大磯すてき発見体験企画会場費 冬の大磯すてき発見体験企画会場費 ふるさと回帰支援センター・大磯 設立3周年記念セミナー会場費
		手数料	0 円	
		保険料	0 円	
	6. 備品購入費		162,156 円	お試し宿泊施設用備品 お試し宿泊施設用塗料 お試し宿泊施設用非常用機器
	7. その他		円 円 円	
	支 出 合 計		562,219 円	

(注) 当該事業にかかるすべての経費について、補助対象外経費も含めて記載してください。

大磯町町民活動補助金実績報告書

令和 6 年 3 月 31 日

大磯町長 池田 東一郎 様

団体等の名称 谷戸川溪谷をきれいにする会

代表者名 鳥養 淳子

令和5年6月12日付 磯町第137号をもって補助金交付決定のあった谷戸川自然再生プロジェクト事業について、次のとおり事業を実施したので、大磯町町民活動補助金交付要綱第13条の規定により報告します。

1. 事業効果

植生調査をしたことで、谷戸川の森の状態がわかり、再生筋道がわかった。また、土壌改良の一步を進めることができた。

2. 事業実施期間

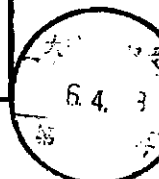
2023年6月1日 ～2024年3月31日

3. 事業実施内容（具体的に）

- 2023年11月15日（午前中）植生学者の中村先生と植生管理士の川下氏を招聘し、谷戸川付近の3箇所の植生調査を実施。
- 2023年11月15日（午後）大磯地区の「潜在植生」を調べるために、潜在植生が残る高久神社の植生調査を実施。その結果から谷戸川の植生のモデルを作る。
- 2023年11月26日：植生可能な場所から、竹や雑木を刈り取るなどして風通しをよくする作業を実施。
- 2023年12月16日：星槎学園のみなさんと斜面から土が崩れ落ちないように、b伐採した竹や樹木を置き竹杭でとめるなどの作業を実施。
- 2024年1月：植生分析結果を入手。中村先生から谷戸川の植生の復活のアドバイスをもらう。
- 2024年2月17日：谷戸川を遡上して水脈調査を実施。

4. 特記事項

水脈確保はユンボなどの大型重機が必要とのこと。今回の費用では賄えないので今回は見送り。また、種取りも時期がズレてしまったので来年に持ち越し。



第10号様式（第13条関係）

収 支 決 算 書

令和6年3月31日

大磯町長 池田 東一郎 様

団体等の名称 谷戸川溪谷をきれいにする会
事業名称 谷戸川自然再生プロジェクト
事業

大磯町町民活動補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり当該事業にかかる
年度収支決算書を提出します。

項 目	科 目	金 額	内容・算出根拠等
収入の部	1. 会費	円	
	2. 事業収入	円	
	3. 寄附金	円	
	4. 町補助金	137,000 円	
	5. その他	138,949 円 円	自己資金
	収 入 合 計	275,949 円	
支出の部	1. 謝金	100,000 円	植生学者と植生管理士の現場視察費用
	2. 旅費	21,910 円	運搬代、ガソリン代
	3. 交際費	円	
	4. 需用費	消耗品費	37,323 円 チップソー、替え刃、オイル、フゴ袋
		食糧費	円
		印刷製本費	円
		修繕料	円
	5. 役務費	通信運搬費	円
		使用料	円
		手数料	円
		保険料	円
	6. 備品購入費	円	
	7. その他	100,000 円	潜在植生の分析結果と植樹の指南書
		16,716 円 円	報告書、チラシ印刷費
	支 出 合 計	275,949 円	

(注) 当該事業にかかるすべての経費について、補助対象外経費も含めて記載してください。

令和6年度

町民活動推進補助金事業採択審査会

資料

第1号様式（第9条関係）

大磯町町民活動補助金企画提案申請書

2024年4月18日

大磯町長

団体等の名称 ほとり

代表者名 小柴 舞子

令和6年度補助金の交付を受けたいので、大磯町町民活動補助金交付要綱第9条に基づき、次のとおり大磯町町民活動補助金企画提案申請書を提出します。

1. 事業区分（大磯町補助金等交付規則別表第1の公募型補助事業から選択） 2, 4, 6, 8
2. 事業名称 地域にひらいた、日中のこどもの居場所づくり事業
3. 事業目的 学校に行きにくい子や地域とかかわりが薄くいく場所がない子が安心して過ごせ、様々なことに挑戦できる第三の居場所を提供することで、健全な子どもの成長をサポートする。
4. 事業計画（具体的に） 令和6年度【団体設立1年目】4月団体設立、コミュニティスペースヤッホーにおいて週3回子どもの居場所「ほとり」を開室、日々のようすをSNS等でも発信、周知する。 こどもに無料で食事を提供できる仕組みを作る。 民生委員児童委員との情報共有を通し、場を必要とする家庭に少しでも多く利用してもらえるよう声掛けする。 ヤッホーとの協働イベント、他地域の同種団体との交流の機会を設ける。 町内の遊休農地活用を目的とした活動に参加、地域住民とともに畑で作物づくりを行う。 令和7年度【2年目】開室日を週4回に増やし、上記活動を継続。コミュニティカフェ事業開始。 令和8年度【3年目】上記活動を継続しながら、実績をもとに日本財団の助成金を申請する。 令和9年度【4年目】上記活動を継続する。
5. 補助希望額 令和6年度希望額 100,000円 前年度 交付決定額 円（※該当団体等のみ）
6. 特記事項

【添付書類】

- ・当該事業にかかる収支予算見込書（第2号様式）、町民活動団体概要書（第3号様式）、大磯町町民活動補助金事業計画書（第4号様式）
- ・団体等の設立趣旨、組織機構がわかる書類、会員名簿
- ・前年度事業実績書及び決算書（※該当団体等のみ）

第2号様式（第9条関係）

収 支 予 算 見 込 書

大磯町長

団体の名称 ほとり
事業名称 地域にひらいた、日中の子どもの居場所づくり

次のとおり当該事業にかかる令和6年度収支予算見込書を提出します。

項 目	科 目		金 額	内容・算出根拠等
収入の部	1. 会費		0円	
	2. 事業収入		0円	
	3. 寄附金		10,000円	
	4. 町補助金		100,000円	補助要望額と一致
	5. その他		20,000円	自己資金
	収 入 合 計		130,000円	
支出の部	1. 謝金		24,000円	専門家（心理士・看護師等）への謝礼1,000円×月2回×12か月
	2. 旅費		6,000円	交流事業往復運賃1,000円×6回分
	3. 交際費		0円	補助対象外
	4. 需用費	消耗品費	60,000円	学用品（ドリル・辞書・画用紙・絵具等）・清掃用具・麦茶バック
		食糧費	30,000円	補助対象外 調味料・肉・魚・野菜・麺
		印刷製本費	10,000円	チラシ・資料印刷
		修繕料	0円	
	5. 役務費	通信運搬費	0円	
		使用料	0円	
		手数料	円	
		保険料	円	
	6. 備品購入費		0円	
	7. その他		円	
	支 出 合 計		130,000円	

※ 当該事業にかかるすべての経費（見込額）について、補助対象外経費も含めて記載してください。

第3号様式（第9条関係）

町民活動団体概要書

団体名	ほとり
代表者名	小柴舞子
所在地	住 所： 電 話： FAX： E-mail：
発足年月日	2024年4月1日
構成員数（会員数）	3名
団体の目的	すべての子ども及びその家庭に対し、コミュニケーションの場や多様な教育機会を提供する事業を行う。 また、子どもの背景にある悩みに対し、家庭・学校・地域コミュニティ・その他の機関と連携し、サポートを行う。
主な活動	・ 第三の居場所づくり ・ 不登校児童生徒やその家族に対する相談支援
年間予算	130,000円
過去における大磯町公募型補助金の交付実績	有（ 年度） ③
過去2年間における 上記補助金以外の大磯町 からの補助金・助成金を受 けた実績	有（ 年度） （補助金名称： ） ③
大磯町以外からの 補助金・助成金を受けた 実績	有（ 年度） ③

第4号様式（第9条関係）

大磯町町民活動補助金事業計画書

1 事業で取り組む課題

日中家から出られずに家で過ごす子どもが、一定数存在する。両親が就労しているケースも多く、その場合は、一人で過ごしている子、昼食を食べられない子もいるが、現在大磯町内には「子どもが安心して過ごせる居場所」の選択肢が少ないことが課題である。

この課題に対し、本事業では誰もが安心して過ごすことのできる居場所を週3回開室し、子どもは無料でご飯が食べられる仕組みを作ること、選択肢の一つになればと思っている。

また、多世代の人とかかわる機会も乏しく、同じ町内に住みながらお互いを理解する場面が少ないことも課題であるが、この場にボランティアでかかわってくれる地域住民や、小さな子を連れて利用する親子など、多世代交流の場としての役割を果たすこともできる。

2 課題解決に向けた事業の達成目標

★令和6年度【団体設立1年目】4月団体設立、コミュニティスペースヤッホーにおいて週3回子どもの居場所「ほとり」を開室、日々のようすをSNS等でも発信、周知する。こどもに無料で食事を提供できる仕組みを作る。民生委員児童委員との情報共有を通し、場を必要とする家庭に少しでも多く利用してもらえるよう声掛けする。ヤッホーとの協働イベント、他地域の同種団体との交流の機会を設ける。町内の遊休農地活用を目的とした活動に参加、地域住民とともに畑で作物づくりを行う。

★令和7年度【2年目】上記活動を継続。スタッフを増員し、開室日を週4回に増やし、多世代が交流を深められるコミュニティカフェ事業を始める。

★令和8年度【3年目】上記活動を継続しながら、実績をもとに日本財団の助成金を申請し、採択を目指す。

★令和9年度【4年目】上記活動を継続する。

3 事業の内容とスケジュール（スタッフ及び参加予定人数）

令和6年4月～7月 40日開室 利用人数のべ150名 二宮あそびの庭との相互交流

令和6年9月～12月 43日開室 利用人数のべ160名 台町遊休地活用の活動への参加開始

令和7年1月～3月 29日開室 利用人数のべ130名

※学校の長期休業中は週1回程度開室、祝日は休室する。

※スタッフは基本一人であるが、月2回程度有償ボランティアで心理士・看護師が来室する。

※民生委員定例会への参加を通して、各地区で居場所を必要とする家庭への周知をお願いする。

※教育支援室「つばさ」との連絡を密にし、つばさをハブとした各校への情報共有をはかる。

4 事業の期待される効果

「子ども」とひとくくりと言っても、年齢や性格、学校に行けているかどうかもそれぞれ異なる。学校には行けていなくても、ここでなら自分らしく安心して居られる、いろんな世代の大人や赤ちゃんともコミュニケーションが取れる。学校では喋りすぎと言われてしまっても、ここでならそれを生かした活躍の場がある。いつもおなかがすいている子には、温かいご飯の提供もできる。

この場を通して、かかわるすべての子どもの心身を少しでも元気な状態にして、未来に向かっていく土台作りができると信じている。

5 事業継続の展望と方法

民間団体に運営する「子どもの居場所」なので、柔軟な受け入れ態勢とフットワークの軽い各機関との連携が強みである。また、多世代・他業種の大人が入り混じり、地域全体で子どもを支えていく仕組みの基盤となっており、ゆくゆくは大磯の未来を支えていく存在となれたらと思っている。

【該当の場合のみ御記入ください】

- 6 （同一事業で2回目以降の補助を申請する場合）過去に補助を受けた事業の成果と引き続き補助を受けることによる事業の発展見込などを御記入ください。

- 7 （これまでに補助を受けたことのある団体等が別の事業名で申請する場合）これまでの事業と今回申請する事業との相違点を記入してください。

第1号様式（第9条関係）

大磯町町民活動補助金企画提案申請書

2024年4月18日

大磯町長

団体等の名称 Lopo (Life of Photography Oiso)

代表者名 小柴尊昭

令和6年度補助金の交付を受けたいので、大磯町町民活動補助金交付要綱第9条に基づき、次のとおり大磯町町民活動補助金企画提案申請書を提出します。

1. 事業区分（大磯町補助金等交付規則別表第1の公募型補助事業から選択） 8 文化スポーツ活動事業 10 地域活性化事業	
2. 事業名称 地域と人、人と人をつなぐ、大磯写真芸術プロジェクト	
3. 事業目的 人・自然・文化などに代表される大磯の優れた資産を、大磯に在住・活動する写真芸術家たちが表現・発信。①大磯という地域の魅力の伝達 ②大磯に住まう人々のつながりづくり ③写真文化の魅力の発見をおこなっていく。あわせて、町民文化活動の振興、文化芸術からの町のブランド・魅力度向上に寄与。	
4. 事業計画（具体的に） 大磯の写真家の写真芸術作品の制作・発表を趣旨としたフォトマガジンを発刊。写真作家による制作作品をベースに、町内活性化につながるグッズづくり（ex. カレンダー、写真葉書・写真集）、アートピース（写真作品）展示販売、撮影イベント、写真教室などにつなげて相互発展をもたらす。 2024年度 写真家による作品制作・活動。プロトタイプ成果物としてのフォトマガジンの発表 大磯町内での展示およびお披露目イベントを開催。 2025年度 地域定着を目指し、作品を活用した展開スタート。 （フォトマガジンの増刷・配布、写真グッズ、写真作品の販売・展示、イベント開催） 2026年度 参画者を増やした形でのシンボル展示イベントの開催。 拠点（コワーキングスタジオ/アトリエ）の開設	
5. 補助希望額	
令和6年度希望額	100,000円
前年度 交付決定額	円（※該当団体等のみ）
6. 特記事項 2023年実績：大磯寫眞祭の実施。大磯をテーマとした作品・企画の制作・実施あり	

【添付書類】

- ・当該事業にかかる収支予算見込書（第2号様式）、町民活動団体概要書（第3号様式）、大磯町町民活動補助金事業計画書（第4号様式）
- ・団体等の設立趣旨、組織機構がわかる書類、会員名簿
- ・前年度事業実績書及び決算書（※該当団体等のみ）

第2号様式（第9条関係）

収 支 予 算 見 込 書

2024年4月18日

大 磯 町 長

団体等の名称 Lopo (Life of Photography Oiso)
事業名称 地域と人、人と人をつなぐ、大磯写真芸術プロジェクト

次のとおり当該事業にかかる 令和6年度収支予算見込書を提出します。

項 目	科 目		金 額	内容・算出根拠等
収入の部	1. 会費		0円	
	2. 事業収入		0円	
	3. 寄附金		0円	
	4. 町補助金		100,000円	補助要望額と一致
	5. その他		50,000円	自己資金
	収 入 合 計		150,000円	
支出の部	1. 謝金		50,000円	フォトマガジン編集デザイン費
	2. 旅費		0円	親睦旅行は補助対象外
	3. 交際費		0円	補助対象外
	4. 需用費	消耗品費	20,000円	撮影備品・交通費・撮影協力者への贈呈写真プリント費
		食糧費	0円	補助対象外
		印刷製本費	80,000円	フォトマガジン製本費 展示物プリント費/資材費
		修繕料	円	
	5. 役務費	通信運搬費	円	
		使用料	円	
		手数料	円	
		保険料	円	
	6. 備品購入費		円	
	7. その他		円	
			円	
			円	
支 出 合 計		150,000円		

※ 当該事業にかかるすべての経費（見込額）について、補助対象外経費も含めて記載してください。

第3号様式 (第9条関係)

町民活動団体概要書

団体名	Lopo (Life of Photography Oiso)
代表者名	小柴尊昭
所在地	住 所： 電 話： FAX： E-mail：
発足年月日	2024年4月
構成員数（会員数）	7名
団体の目的	大磯を拠点とする写真家たちのコミュニティ。地域と人、人と人をつなぐ写真実験集団として、大磯に根ざした新しい写真芸術表現の実践と発信を行う。
主な活動	・写真作品制作 ・フォトマガジンの発刊 ・写真関連イベントの開催（展示、講演会、ワークショップ、撮影等） ・写真作品を活用した町内連携（ex.大磯写真グッズの企画制作等）
年間予算	150,000円（初年度）
過去における大磯町公募型補助金の交付実績	有（ 年度） ・ ☒ 無
過去2年間における上記補助金以外の大磯町からの補助金・助成金を受けた実績	有（ 年度） （補助金名称： ） ☒ 無
大磯町以外からの補助金・助成金を受けた実績	有（ 年度） （補助金名称： ） ☒ 無

第4号様式（第9条関係）

大磯町町民活動補助金事業計画書

1 事業で取り組む課題

国内トップレベルの写真作家が存在するにも関わらず、認知されておらず、活動機会もない大磯。濱谷浩氏の自邸やロバート・キャパ、アンリ・カルティエ・ブレッソンをはじめとした世界を代表する歴史的写真家が来訪したという写真文化の地としての姿を知られていない大磯。文化芸術の豊かな素地のある大磯を、地に根付いた写真芸術というテーマで文化芸術活動の振興させる。大磯に根ざしたテーマにすることによって、一部の専門家のための芸術ではなく世代を問わず全ての町民にとって魅力のあるものを目指す。

2 課題解決に向けた事業の達成目標

人・自然・文化といった大磯の優れた資産を、大磯に在住・活動する写真芸術家たちが表現し、町内・町外へ発信、以下の成果を段階的に達成していく。

- ① 大磯に根ざしたフォトマガジンの発刊（初年度プロトタイプ/次年度以降配布）
- ② 飲食店・文化施設・教育施設などでのフォトマガジンの配布（寄付の受付も検討）
- ③ 作家による大磯写真作品をベースとした展示イベント・講演イベント等の開催
- ④ 作家による大磯写真作品をベースとした大磯の写真文化を振興する大磯アイテムの開発：
Ex. 写真葉書・写真集・カレンダー
- ⑤ 写真芸術コミュニティ拠点の開設拠点（コワーキングスタジオ/アトリエ/ギャラリー）

3 事業の内容とスケジュール（スタッフ及び参加予定人数）

- 2024年 5月～10月写真家による作品制作・活動。（作家3名程度が参画）
11月プロトタイプ成果物としてのフォトマガジンの発表
大磯町内での展示およびお披露目イベントを開催（イベントは作家含めて7名程度で運営）
1月～3月 フォトマガジンをベースとした町内連携ロビーイングと次年度制作準備
- 2025年 地域定着を目指し、作品を活用した展開スタート。（作家＋運営メンバー7名）
（フォトマガジンの増刷・配布、写真グッズ・写真作品の販売・展示、イベント開催）
- 2026年 参画者を増やした形でのシンボル展示イベントの開催。（作家＋運営メンバー12名程度）
拠点（コワーキングスタジオ/アトリエ/ギャラリー）の開設

4 事業の期待される効果

写真を通じた文化活動の振興と大磯における暮らしの魅力実感への貢献。

- ① 大磯という地域の魅力の伝達（人・自然・文化の魅力を写真で見える化し再認識）
- ② 大磯に住まう人々のつながりづくり（被写体としてプロジェクトに参加いただき輪を拡げる）
- ③ 写真文化の魅力の発見をおこなっていく（文化的な生涯教育・次世代教育にもつなげる）

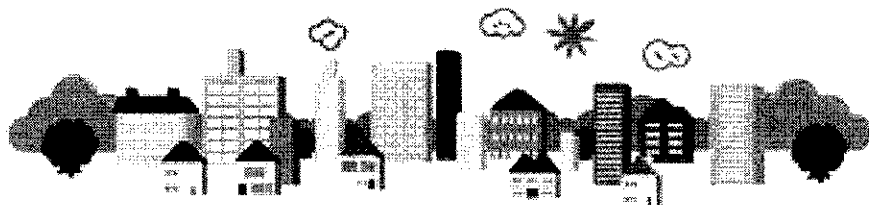
5 事業継続の展望と方法

- ・初期においては町民活動補助金、および文化芸術活動の助成金を活用し実績づくり。
- ・フォトマガジンの発刊配布に対する寄付、写真グッズの企画販売・イベント運営などで自律自走できる運営形態へ。
- ・活動基盤として地域写真文化の振興拠点となる、コワーキングスタジオ&アトリエ&ギャラリー施設の立ち上げ

【該当の場合のみ御記入ください】

- 6 （同一事業で2回目以降の補助を申請する場合）過去に補助を受けた事業の成果と引き続き補助を受けることによる事業の発展見込などを御記入ください。

- 7 （これまでに補助を受けたことのある団体等が別の事業名で申請する場合）これまでの事業と今回申請する事業との相違点を記入してください。



令和6年度 町民活動推進補助金事業募集案内



町民活動推進補助金とは、町民の皆さんが生活する中で直面する様々な課題に、自らの意思で取り組む「町民活動」に対して、財政的に支援しようとするものです。

募集締切 令和6年4月18日(木)

※提出前に必ず書類内容をご相談ください

【問い合わせ】

大磯町役場 本庁舎1階 町民福祉部町民課 町民協働係

〒255-8555 大磯町東小磯183番地

TEL：0463-61-4100（代表）内線：236・237

目 次

1. 町民活動推進補助金事業とは・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
2. 補助の対象となる団体等・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
3. 補助の対象となる事業・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
4. 補助金の交付額・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
5. 補助の対象となる経費・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
6. 補助の対象となる期間・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
7. 公募事業の申請・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
8. 選考方法・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
9. 選考結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
10. 事業完了後の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
11. 事業結果報告会・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
12. 事業の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	P6

1. 町民活動推進補助金事業とは

町内で、様々な分野において意欲的に活動する団体等を対象に、町で定めた一定の交付基準を満たす事業に対して補助金を交付します。

補助金の交付事業は、社会的需要や公益性、公正性を重視したものとなっており、補助事業は公募とします。

なお、補助対象事業に対する補助金の交付は1年度につき1回とし、同一団体等に対する交付回数は通算して3回を限度とします。

2. 補助の対象となる団体等

補助金の交付対象は次の団体等となります。

- ・ 3人以上の町民(在学、在勤、在活動を含む。)で構成される町民活動団体等又は補助事業の申請までに設立される町内の団体等。
- ・ 継続して活動を行う見込みがあること。
- ・ 営利を主たる目的としていないこと。

※ただし、次の項目に一つでも該当する団体等は補助の対象とはなりません。

- ・ 法令、条例等に違反する活動をしている団体等
- ・ 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしている団体等
- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- ・ 特定の公職（公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう以下、同じ。）の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動



3. 補助の対象となる事業

補助対象事業の内容は、次に定める事業となります。

1	安全対策事業	防災、防犯、交通安全、消費生活 等
2	福祉対策事業	高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉 等
3	健康づくり事業	保健、医療 等
4	交流対策事業	コミュニティ活動、情報化 等
5	自然環境事業	自然保護、環境保全、環境美化 等
6	次世代育成事業	子育て支援、青少年健全育成、学校教育、幼児教育 等
7	生涯学習事業	生涯学習、人権、男女共同参画 等
8	文化スポーツ活動事業	文化活動、文化財保全、スポーツ・レクリエーション等
9	まちづくり事業	まちづくり、景観形成、生活交通 等
10	地域活性化事業	産業（農業・漁業・商工業）振興、観光振興 等

※ただし、次の項目に一つでも該当する事業については、補助対象となりません。

- ①町等から他の補助金または交付金を受ける事業
- ②補助対象団体等の運営経費に係る事業
- ③営利を主たる目的とする事業
- ④宗教の教義を広め、信者の強化育成を目的とする事業
- ⑤集团的又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織の利益になると認められる事業

4. 補助金の交付額

補助金の交付額は、次の区分に応じて算出した額で、町の予算の範囲内で交付します。
ただし、一部補助対象外となる経費があります。

	団体設立 1 年目	団体設立 2 年目	団体設立 3 年目	団体設立 4 年目以降
運営費	運営費を含む	運営費を含む	運営費を含む	運営費の補助はありません
運営費を除く 事業費	補助率 100% 上限 10 万円	補助率 50% 上限 50 万円	補助率 50% 上限 50 万円	補助率 50% 上限 50 万円
交付は合計 3 回まで				

5. 補助の対象となる経費

補助対象となる経費は、事業を実施するために直接必要とする経費に限ります。

経費項目	説明
謝金	外部講師、指導者等に対する会議出席のお礼や活動協力のお礼等 ※団体等の構成員に対する謝礼や支払先が明確でない金券等は対象外
旅費	講師等に支払う活動場所までの交通費、会議出席のための交通費等 ※事業の参加者の交通費等は対象外
消耗品	チラシ・パンフレット等の用紙代や材料代、会議資料、活動資料等 ※事業以外で使用する消耗品は対象外
印刷製本費	活動事業の募集案内、広報ポスター、パンフレット、活動資料のコピーや冊子作成のための印刷製本費等 ※事業以外で使用する資料や冊子作成等に係る印刷製本費は対象外
修繕料	事業実施に伴い必要不可欠と認められる修繕料
通信運搬費	募集案内、活動資料等を送付するための切手代や物品宅配便料等
使用料	会場や施設の使用料、機具等の使用料、バスの借上料等
手数料	事業実施に伴い必要不可欠と認められる手数料
保険料	活動事業に係る損害賠償保険、イベントを行う場合の来場者保険等 ※事業参加者の個別の傷害保険等は対象外
備品購入費	事業実施に伴い必要不可欠と認められるもので管理責任者を明確にしたもの
その他	上記の項目に該当しないが、事業実施に伴い必要不可欠と認められる経費

6. 補助の対象となる期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施される事業が対象となります。募集の段階で既に開始している事業も対象となりますが、補助金は上記期間に生じた経費に対してのみ交付します。

7. 公募事業の申請

次の提出書類を揃えて期限までに提出してください。なお、提出書類は、町民課町民協働係窓口と国府支所で配布している他、町ホームページからもダウンロードが可能です。

◆提出書類

- ・大磯町町民活動補助金企画提案申請書（第1号様式）
- ・収支予算見込書（第2号様式）
- ・町民活動団体概要書（第3号様式）
- ・大磯町町民活動補助金事業計画書(様式第4号)
- ・団体の規約、会則又は定款
- ・役員名簿
- ・申請団体の実績報告又は活動実績がわかる書類（任意様式）



◆締切

令和6年4月18日（木）必着

◆提出先

大磯町役場 町民福祉部 町民課 町民協働係（本庁舎1階3番窓口）

※受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く）

※郵送・メール・FAXでの提出は受付しておりません。

※提出前に、申請内容の確認をいたします。事前にご相談ください。

8. 選考方法

公募事業の選考にあたっては、町民課及び当該事業に係る庁内所管課による提出書類の内容確認後、学識経験者及び公募町民等で構成する大磯町補助金等評価委員会で評価を行い、町が予算の範囲内で補助事業を決定します。なお、選考の結果、補助事業の不採択又は一部減額による補助となる場合があります。

補助金等評価委員会での選考は、公募事業の実施を希望する団体等による公開プレゼンテーション後の質疑応答及び非公開での評価により、補助金交付候補事業の選考、補助金額の査定・配分（予算の範囲を超えた場合は、評価による按分）等を行います。

※評価については、以下8項目の観点から評価します。

①先駆性（創造性）	②公益性/公平性	③社会的需要度/事業効果
④事業実現性	⑤自立性	⑥継続性
⑦経費の妥当性	⑧地域性	

9. 選考結果の通知

選考の結果は、全公募団体等に通知するとともに、町ホームページで公表します。

公募型補助金対象事業として採択された団体等には、選考結果の通知と合わせて補助金交付申請書等を送付します。この申請に基づき、補助金の交付を決定します。

ただし、補助金等評価委員会でのプレゼンテーション内容と異なる補助金交付申請がされたときは、交付の決定をしない場合があります。

10. 事業完了後の手続き

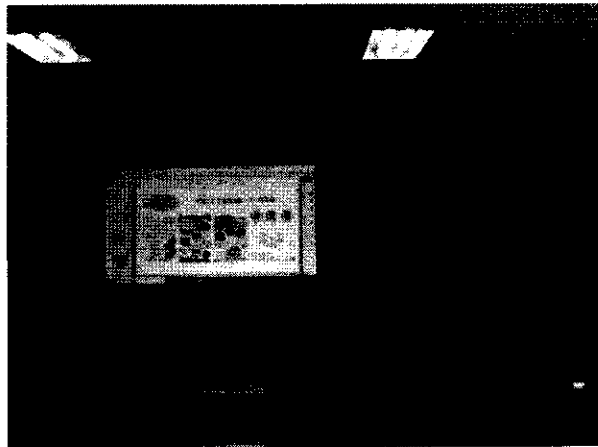
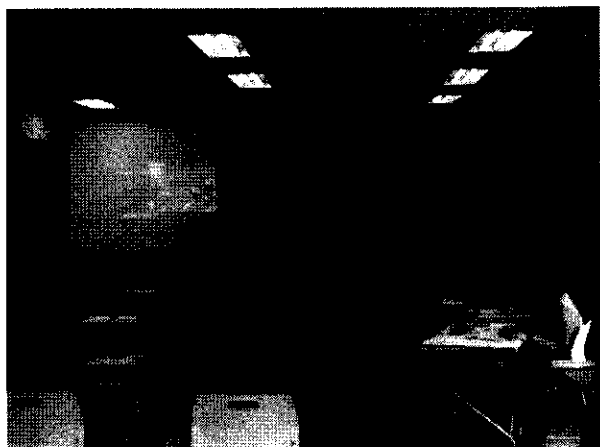
事業完了した後は、事業完了の日から1か月以内に補助事業等実績報告書（第9号様式）及び収支決算書（第10号様式）を提出してください。提出いただいた補助事業等実績報告書に基づき、補助金額を確定します。

なお、確定した補助金額が当初交付決定をした補助金額より少ない場合には、その差額分は返還していただきます。

11. 事業結果報告会

補助金が交付された事業については、事業結果報告会にて、補助団体から事業の成果を発表していただきます。

～事業結果報告会の様子～



12. 事業の流れ

町民活動推進補助金事業の大まかな流れは以下のとおりとなります。

補助金募集案内配布（3月下旬～）



公募事業の申請（令和6年4月1日～18日）
* 提出前に町民課に書類内容確認を必ず受けてください
（提出に来られる日を事前にご連絡ください。）



書類内容の確認



補助金等評価委員会における評価（令和6年5月中旬～下旬*予定）
【事業プレゼンテーション（公開）】



補助金等評価委員会の評価結果に基づき、町で採択・不採択の決定



採択を受けた団体から補助申請、町交付決定



事業実施～事業完了（実績報告書の提出）



事業結果報告会（公開）【令和7年5～6月予定】